

## 海外個人会員規程（海外に居住する個人会員への特別措置に関する規程）

2016年10月21日制定

### （趣旨）

#### 第1条

海外研究者の年次大会等の当学会の活動への参加、および海外個人会員の学会への加入を積極的に奨励し、もって学会の本来の目的の一つである産学官の国際的な交流活性化を図る。

### （海外個人会員の定義）

#### 第2条

日本国外に居住する者であって、当学会の運営委員会の審議を経て環太平洋産業連関分析学会の個人会員となる者を「海外個人会員」という。

### （年会費）

#### 第3条

海外個人会員のうち OECD 加盟国に居住する者の年会費は四千元、非 OECD 加盟国に居住する者の年会費は千円とする。

### （学会参加費）

#### 第4条

学会参加費は個人会員と同様の額を徴収する。ただし大会への招待者を除く。

### （会員資格の一部制限および制約）

#### 第5条

海外個人会員は以下の事項の制限および制約を除いて個人会員と同等の権能を有する。

1. 総会にはオブザーバとしての参加のみを許し、議決権は有しない。
2. 当学会の副会長選挙の投票権および副会長・運営委員・監事を推薦する権利は有しない。
3. 海外個人会員は、学会の運営に関する使用言語が日本語であることから生じる制約があることを了承した上で会員となるものとし、海外個人会員として承認された時点で海外個人会員によってこの制約が受け入れられたものとする。

### （その他）

#### 第6条

1. 海外個人会員がその居住国を変更したときは、速やかに本人によって学会事務局に申告する。居住国を変更した場合であっても、本人の希望によって継続して個人会員となることができる。

2. 本規程は、海外研究者の当学会の年次大会等の当学会の活動への参加および海外個人会員の加入を奨励するための当面の措置であって、運営委員会の審議および総会の議決をもって、改正またはその必要性がないと判断された場合には効力を失うものとする。

付帯決議（外国人会員の帰国後の年会費徴収と会員区分の変更に関する特別措置）

外国人が帰国などにより日本国外に居住することになった場合に、当学会の会員を継続することを希望するならば、海外個人会員への区分変更、海外個人会員としての年会費の納付のみを求めることとする。このとき、年会費の滞納がある場合は、帰国後の国内学生・個人会員としての年会費の未納分は請求しない。